

一般事業主行動計画を策定しましょう！

次世代育成支援対策推進法が公布されました

- 厚生労働省 -

少子化が急速に進行し、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。また、少子化の原因の一つとして、仕事と子育てとの両立に対する負担感が指摘されています。

次世代育成支援対策推進法では、国や地方公共団体による取組とともに、事業主にも次世代育成支援対策のための行動計画の策定・実施をしていただくこととしております。

この法律に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主（企業単位）は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を平成17年3月31日までに策定し、4月1日以降、策定した旨を速やかに届け出なければなりません。300人以下の労働者を雇用する事業主も、行動計画を策定し、届け出るよう努めなければなりません。

行動計画には、次の3つの点を記載していただくこととなります。

① 計画期間

経済社会環境の変化や労働者のニーズ等も踏まえて策定するためには、2年間から5年間が望ましいものです。

② 目標

行動計画の中にいくつ設定していただいても構いませんが、可能な限り定量的なものとするなど、達成状況を客観的に判断できるようなものとするのが望ましいものです。

③ 目標を達成するための対策とその実施時期

目標を達成するために、いつ、どのようなことに取り組むかを定めてください。

行動計画に盛り込む内容は、行動計画策定指針に次世代育成支援対策として例示された以下の事項を参考として、企業の実情に応じて決定していただくことになり

ます。

① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備（主に育児をしている労働者を対象とする取組です。）

- ・子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進
- ・育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- ・小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる短時間勤務等の措置の導入等

② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（育児をしていない労働者をも含めて対象とする取組です。）

- ・ノー残業デー等の導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減
- ・年次有給休暇の取得の促進等

③ その他の次世代育成支援対策（対象を自社の労働者に限定しない、雇用環境の整備以外の取組です。）

- ・託児室・授乳コーナーの設置等による子育てバリアフリーの推進等

事業主は、一定の要件を満たす場合に、申請を行うことにより都道府県労働局長の認定を受けることができ、認定を受けた事業主は、その旨を示す表示（マーク）を、広告、商品、求人広告などにつけることができます。

次世代育成支援対策に取り組んでいる企業等であることが周知されることにより、企業イメージが向上し、その企業等に雇用される労働者のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な労働者の定着などが期待されます。

そのマークを求人広告やハローワークの求人票に記載することにより、優秀な人材を確保できることなどが期待されます。

一般事業主行動計画についての厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

お問い合わせ・資料の送付のご要望等は、東京労働局雇用均等室まで

〒112-8581 東京都文京区後楽2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル

TEL 03-3818-8408 FAX 03-5689-5076